

事 務 連 絡
令和3年8月18日

兵庫県博物館協会会長様

兵庫県教育委員会事務局
社 会 教 育 課 長

緊急事態宣言を踏まえた社会教育施設の取扱いについて（依頼）

平素より、本県の社会教育行政の振興に御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

感染の急拡大が収まらない状況であるため、8月17日、本県は新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第1項に基づく緊急事態措置実施区域となりました。

これを受け、別添のとおり県の対処方針が変更され、県知事より県内の各社会教育施設に対して、施設の使用制限等について要請がありました。

つきましては、8月20日から9月12日までの取扱いは下記のとおりとなりますので、引き続き、感染防止対策を徹底のうえ、適切に対応願いますよう、貴協会加盟館（園）に周知をお願いいたします。

記

美術館・博物館（対象地域：県内全域）

○感染防止対策を実施した上で開館

○イベント開催以外の制限

【床面積が1,000㎡超】

・20時までの時間短縮を要請

【床面積が1,000㎡以下】

・20時までの時間短縮を協力依頼

○イベント開催の場合の制限

・21時までの時間短縮を要請

・人数上限5,000人以内かつ収容定員の50%以内

・収容定員が設定されていない場合は十分な人と人との距離（1m）を確保

・業種別ガイドライン等に基づく感染防止対策の徹底

【本件問い合わせ先】

兵庫県教育委員会社会教育課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5-10-1

T E L 078-362-9434

F A X 078-362-3927

E-mail syakaikyoku@pref.hyogo.lg.jp

事 務 連 絡
令和3年8月18日

県立美術館長
県立歴史博物館長
県立人と自然の博物館長
県立考古博物館長
県立コウノトリの郷公園長
県立図書館長

} 様

社会教育課長

緊急事態宣言を踏まえた社会教育施設の取扱いについて（通知）

感染の急拡大が収まらない状況であるため、8月17日、本県は新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第1項に基づく緊急事態措置実施区域となりました。

これを受け、別添のとおり県の対処方針が変更され、県知事より県内の各社会教育施設に対して、施設の使用制限等について要請がありました。

つきましては、8月20日から9月12日までの取扱いは下記のとおりとなりますので、引き続き、感染防止対策を徹底のうえ、適切に対応願います。

記

1 美術館・博物館（対象地域：県内全域）

○感染防止対策を徹底した上で開館

○開館時間の制限

・最大20時まで

○イベント開催の場合の制限

・上限人数5,000人以内かつ収容定員50%以内

・収容定員が設定されていない場合は十分な人と人との距離（1m）を確保

・業種別ガイドライン等に基づく感染防止対策の徹底

2 図書館

変更なし

【本件問い合わせ先】

兵庫県教育委員会社会教育課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5-10-1

TEL 078-362-9434

FAX 078-362-3927

E-mail syakaikyouiikuka@pref.hyogo.lg.jp

事 務 連 絡
令和 3 年 8 月 18 日

兵庫陶芸美術館長
横尾忠則現代美術館長
様

兵庫県教育委員会事務局
社会教育課長

緊急事態宣言を踏まえた社会教育施設の取扱いについて（依頼）

感染の急拡大が収まらない状況であるため、8月17日、本県は新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第1項に基づく緊急事態措置実施区域となりました。

これを受け、別添のとおり県の対処方針が変更され、県知事より県内の各社会教育施設に対して、施設の使用制限等について要請がありました。

つきましては、8月20日から9月12日までの取扱いは下記のとおりとなりますので、引き続き、感染防止対策を徹底のうえ、適切に対応願います。

記

美術館・博物館（対象地域：県内全域）

- 感染防止対策を徹底した上で開館
- 開館時間の制限
 - ・最大20時まで
- イベント開催の場合の制限
 - ・上限人数5,000人以内かつ収容定員50%以内
 - ・収容定員が設定されていない場合は十分な人と人との距離（1m）を確保
 - ・業種別ガイドライン等に基づく感染防止対策の徹底

【本件問い合わせ先】

兵庫県教育委員会社会教育課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5-10-1

T E L 078-362-9434

F A X 078-362-3927

E-mail syakaikyoubu@pref.hyogo.lg.jp

事 務 連 絡
令和 3 年 8 月 18 日

各登録博物館 }
各博物館相当施設 } 御中
各博物館類似施設 }

兵庫県教育委員会事務局
社 会 教 育 課

緊急事態宣言を踏まえた社会教育施設の取扱いについて

平素より、本県の社会教育行政の振興に御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

感染の急拡大が収まらない状況であるため、8月17日、本県は新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第1項に基づく緊急事態措置実施区域となりました。

これを受け、別添のとおり県の対処方針が変更され、県知事より県内の各社会教育施設に対して、施設の使用制限等について要請がありました。

つきましては、8月20日から9月12日までの取扱いは下記のとおりとなりますので、引き続き、感染防止対策を徹底のうえ、適切に対応願います。

記

【兵庫県立社会教育施設の対応方針】

美術館・博物館（対象地域：県内全域）

○感染防止対策を実施した上で開館

○イベント開催以外の制限

【床面積が1,000 m²超】

・20時までの時間短縮を要請

【床面積が1,000 m²以下】

・20時までの時間短縮を協力依頼

○イベント開催の場合の制限

・21時までの時間短縮を要請

・人数上限5,000人以内かつ収容定員の50%以内

・収容定員が設定されていない場合は十分な人と人との距離（1m）を確保

・業種別ガイドライン等に基づく感染防止対策の徹底

【本件問い合わせ先】

兵庫県教育委員会事務局社会教育課

〒650-8567 神戸市中央区下山路通5-10-1

T E L 078-362-9434

F A X 078-362-3927

E-mail syakaikyoku@pref.hyogo.lg.jp

事 務 連 絡
令和 3 年 8 月 18 日

各市町立図書館 御中

兵庫県教育委員会事務局
社 会 教 育 課

緊急事態宣言を踏まえた社会教育施設の取扱いについて

平素より、本県の社会教育行政の振興に御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
感染の急拡大が収まらない状況であるため、8月17日、本県は新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第1項に基づく緊急事態措置実施区域となりました。

これを受け、別添のとおり県の対処方針が変更され、県知事より県内の各社会教育施設に対して、施設の使用制限等について要請がありました。

つきましては、8月20日から9月12日までの取扱いは下記のとおりとなりますので、引き続き、感染防止対策を徹底のうえ、適切に対応願います。

記

図書館
変更なし

【本件問い合わせ先】
兵庫県教育委員会事務局社会教育課
〒650-8567 神戸市中央区下山手通 5-10-1
T E L 078-362-9434
F A X 078-362-3927
E-mail syakaikyoiukuka@pref.hyogo.lg.jp

事 務 連 絡
令和 3 年 8 月 18 日

各教育事務所 御中
各市町教育委員会博物館・図書館主管課 御中

兵庫県教育委員会事務局
社 会 教 育 課

緊急事態宣言を踏まえた社会教育施設の取扱いについて

このことについて、別添写しのとおり各登録博物館、各博物館相当施設、各博物館類似施設及び各市町立図書館あてに依頼しましたのでお知らせします。

【本件問い合わせ先】

兵庫県教育委員会事務局社会教育課
〒650-8567 神戸市中央区下山手通 5-10-1
T E L 078-362-9434
F A X 078-362-3927
E-mail syakaikyoku@pref.hyogo.lg.jp

令和3年8月17日

兵庫県内の事業者の皆様
(飲食事業者を除く)

兵庫県新型コロナウイルス感染症対策本部
本部長(兵庫県知事) 齋藤 元彦

新型コロナウイルス感染症緊急事態措置に係る 施設の使用制限等の要請等について

兵庫県では、新規感染者が急増し、このまま拡大が続くと医療逼迫にもつながりかねないことから、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、緊急事態措置として、下記の通り営業時間の短縮等を要請します。

県民のいのちや健康を守るため、ご理解、ご協力を賜りますようお願いいたします。

記

1 期 間 令和3年8月20日(金)から令和3年9月12日(日)まで

2 対象地域 兵庫県全域

3 要請内容

[特措法第24条第9項等に基づく]

(1) 多数利用施設

種類・施設例	内容
<ul style="list-style-type: none">遊技施設 [パチンコ屋等]遊興施設 [個室ビデオ店、場外馬券売場等]商業施設(生活必需物資を除く)サービス業(生活必需サービスを除く)	<p>【床面積が1,000㎡超】</p> <ul style="list-style-type: none">20時までの営業時間短縮を要請 <p>【床面積が1,000㎡以下】</p> <ul style="list-style-type: none">20時までの営業時間短縮を協力依頼 <p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none">人数管理、人数制限、誘導等の入場者の整理等の実施、酒類提供^(※1)及びカラオケ設備使用の禁止を要請業種別ガイドライン等に基づく感染対策の徹底を要請

(2) イベント関連施設

種類・施設例	内容
<ul style="list-style-type: none">劇場、映画館等 [劇場、観覧場、演芸場、映画館、プラネタリウム等]集会・展示施設 [集会場、公会堂、展示場、貸会議室等]ホテル・旅館(集会の用に供する部分)運動施設・遊技施設 [体育館、ボウリング場、スポーツクラブ、野球場、ゴルフ場、テーマパーク、遊園地等]博物館等	<p>【床面積が1,000㎡超】</p> <ul style="list-style-type: none">イベント開催の場合は21時までの営業時間短縮を要請(イベント開催以外の場合は20時まで、映画上映の場合は21時までの営業時間短縮を要請) <p>【床面積が1,000㎡以下】</p> <ul style="list-style-type: none">イベント開催の場合は21時までの営業時間短縮を要請(イベント開催以外の場合は20時まで、映画上映の場合は21時までの営業時間短縮を協力依頼) <p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none">イベント開催制限の要件^(※2)を準用した施設の運用を要請人数管理、人数制限、誘導等の入場者の整理等の実施、酒類提供^(※1)及びカラオケ設備使用の禁止を要請業種別ガイドライン等に基づく感染対策の徹底を要請

※1 酒類提供は、利用者による酒類の店内持込みを含む

※2 人数上限5,000人かつ収容定員50%以内、収容定員が設定されていない場合は人との十分な距離(1m)の確保を要請

お問い合わせ先

◆兵庫県時短要請等コールセンター

T E L : 0 7 8 - 3 6 2 - 9 9 2 1 受付時間 : 平日 9時~17時

◆兵庫県休業・時短協力金コールセンター(協力金に関すること)

T E L : 0 7 8 - 3 6 1 - 2 5 0 1 受付時間 : 平日 9時~17時

◆県ホームページ(施設の詳細は、こちらをご覧ください。)

https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk42/kinkyujitai_soti.html

緊急事態宣言に基づく感染対策の強化・徹底

緊急事態宣言に基づき感染拡大を早期に食い止めるため、特に、人と人との接触機会の低減や感染リスクの高い場面の回避、クラスターの多発を踏まえた感染対策の強化・徹底の集中的な取組を県民・事業者に要請する。

1 人流削減対策の推進

①不要不急の外出自粛の徹底

- ・日中も含めた不要不急の外出・移動や県域を越えた往来の自粛
- ・買物の頻度を減らすなど、混雑した場所等への外出の半減。外出する必要がある場合でも、極力少人数で混雑している場所や時間を避けた行動

②感染リスクの高い行動の回避

- ・営業時間短縮や酒類禁止等の要請に応じていない、または感染対策が徹底されていない飲食店等の利用禁止
- ・友人、グループによる宅飲み、路上・公園での飲酒の禁止

③飲食店におけるマスク着用の徹底

- ・正当な理由なくマスクを着用していない場合の入店禁止
- ・飲食以外の会話時のマスク着用の徹底。来店者のマスク着用が徹底されない場合に、店側が着用を促しても応じてもらえない場合には退店の依頼を要請

④在宅勤務（テレワーク）等の推進

- ・在宅勤務（テレワーク）等の活用による出勤者7割削減、テレビ会議等の推進

2 クラスター発生を踏まえた感染対策の徹底

①入場整理等による密の回避等感染対策の徹底

- ・多数利用施設における人数管理・人数制限・誘導等の入場者の整理、マスクを着用しない者の入場禁止、手指の消毒設備の設置等の感染対策
- ・百貨店等の大規模商業施設の食料品売り場、バックヤード等での消毒の徹底や飛沫防止などによる感染対策

②職場・学校等での感染対策の徹底

- ・基本的な感染対策(マスクの着用、手洗いや手指消毒、人と人との距離の確保、換気、複数人が触る箇所の消毒、発熱等の症状が見られる場合の出勤・登校の自粛等)の周知
- ・職場での「居場所の切り替わり」(休憩室、更衣室、喫煙室等)でのマスク着用
- ・友人、グループによる宅飲み、路上・公園等での飲酒の禁止
- ・部活動やサークル活動など、熱中症に注意した上での会話時のマスク着用等の感染対策

緊急事態措置実施に係る大規模施設等に対する協力金

1 対象施設及び支給対象

(1) 多数利用施設

種類	施設の例	支給対象
商業施設 遊技施設 遊興施設(飲食店除く) サービス業	大規模小売店等(生活必需物資除く) マージャン店、パチンコ屋 等 個室ビデオ店、場外馬券売場 等 生活必需サービス以外の店舗	当該大規模施設 及び テナント事業・出店者

(2) イベント関連施設

種類	施設の例	支給対象
劇場、映画館等 集会・展示施設 ホテル・旅館 運動・遊技施設 博物館等	劇場、観覧場、演芸場、映画館等 公会堂、貸会議室 等 ホテル、旅館の集会の用に供する部分 野球場、ゴルフ場、テーマパーク、遊園地 等 博物館、美術館、科学館 等	テナント事業者・出店者

2 協力金の概要

区分	大規模施設	テナント事業者・出店者
要請期間	令和3年8月20日(金)～9月12日(日)	
対象区域	県内全域	
要請内容	① 大規模施設(1,000㎡超) 時短要請(営業時間20時まで)、酒類提供及びカラオケ設備使用の禁止 ② イベント関連施設:21時までの時短要請等 酒類提供及びカラオケ設備使用の禁止	
対象施設	上記の要請に応じた飲食店以外の1,000㎡超の施設(生活必需物資店除く)	上記の要請に応じた1,000㎡超の施設の一部を賃借することにより、当該施設に来場した一般消費者を対象に事業を営む事業所等
支給額	国の基準に基づく協力金(下記に基づき算出した基本額に「本来の営業終了時間—20時(21時)/本来の営業時間」を乗じた額)を支給 $\text{基本額/日} = A + B + C$ A: 自己利用部分(*1)の休業面積(1,000㎡を1単位)(*2)×20万円/日 B: テナント店舗及び特定百貨店店舗等(*3)の数×2千円/日(10以上の店舗がある場合) C: 特定百貨店店舗の数×2万円/日 $\text{基本額/日} = \text{休業面積}(100\text{㎡を}1\text{単位})(*2) \times 2\text{万円/日}$	
申請期間	緊急事態措置終了後受付開始	

【注】

(*1) 「自己利用部分」

大規模施設運営事業者自らが一般消費者向け事業の用に直接供している部分（(*3)の「特定百貨店店舗」に係る部分を除く）

(*2) 「休業面積」

①大規模施設

要請に応じて休業又は時短営業を行っている部分の面積で、テナント事業者等、生活必需品の販売事業の区画面積を除く

- ・単位未満は切り捨てとし、1,000 m²以下の場合は1,000 m²とする

②テナント事業者、出店者

大規模施設内の事業者等の専用の店舗等に係る休業面積

- ・単位未満は切り捨てとし、100 m²以下の場合は100 m²とする

(*3) 「特定百貨店店舗」

百貨店等において当該店舗の売上が当該百貨店等に一旦、計上され、その後分配される場合で、百貨店等から一定の区画の分配を受け、当該店舗の運営者の名義で出店し、事業を営んでいる店舗